

令和 5 年度第 2 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 5 年 5 月 10 日（水）

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階（中会議室）

3. 開会 令和 5 年 5 月 10 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 会長 濱北 圭右  | 2 番 土山 秋吉  | 5 番 中嶋 英徳 |
| 6 番 石井 裕  | 7 番 嶋田 正忠  | 8 番 宮本 静子 |
| 9 番 木山 倫彦 | 10 番 増岡美知子 |           |

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

|         |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|
| 腹赤区域    | 中村 建治 | 楠田 源志 | 池上 春男 |
| 六栄区域    | 平木 誠志 | 木原 大介 | 城戸 祐樹 |
| 長洲・清里区域 | 坂井 隆浩 | 濱崎 伸二 |       |

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

|           |          |
|-----------|----------|
| 3 番 杉本 和明 | 4 番 徳永 章 |
|-----------|----------|

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

## 10. 提出議案

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について |
| 議案第4号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について   |
| 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について   |
| 議案第6号 | 農用地利用集積計画（案）について          |
| その他   |                           |

(吉田事務局長)

ただ 今から令和5年度第2回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長よりご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

おはようございます。昨日も今日もこの天気の良い朝の気候、新緑の本当さわやかな気候です。このくらいの気候が一番こう住みやすい気候じゃなからうかなあと思います。しかし、この前の連休の6日と7日だったですかね。大雨が降ったときの あれは 相当なもので、麦にも大分被害があったじゃなからうかなあとという風に心配をしております。 麦刈りもあと10日か2週間すると始まると思いますが、その麦刈りが終わってから、また 田植えの準備が始まります。病気・怪我 油断のないように一生懸命頑張っていたいただきたいという風に思います。この前の認定農業者の会議でも話があっておりますが、事故の話もちょっとありましたけど、事故しないようにまた病気をしないように頑張っていたいただきたいという風に思います。今日は第2回長洲町農業委員会定例会総会でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

はい。ありがとうございました。本日の欠席委員をご報告いたします。3番 杉本委員 4番 徳永委員から欠席の連絡があっております。それから、城戸推進委員からも 欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は10名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

(濱北会長)

はい それでは、議事に入ります。

本日の提出議案は、

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画(案)について

を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は5番 中嶋委員 6番 石井委員をお願いをいたします。早速 議事に入ります。1ページです。「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

はい。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次

のとおりご報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

簡単ですが、以上で、報告第2号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

はい。の声あり

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。ないようですので、報告第2号はこれをもって終わります。

(濱北会長)

次に進みます。2ページです。「議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

はい、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の2ページから5ページ、受付番号1番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1・2ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、譲渡による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積41,770㎡農作業歴15年の経験があり、2人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するとのこと。機械の所有状況でございますが、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、ハローを1台所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するとのこと。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員 10 番の増岡委員にお願いいたします。

(増岡委員)

はい。ここはですね、折地のとこずっとまわって 腹赤新町の方 田上工業とかがある所に行く手前で入っていく道ですね。そこで、周りは全部作られていて、今まではずっとこの方が作られてて 今度 譲渡によるという事で譲られたそうなので、何ら問題はないと思います。理解もあるしベテランですし、ちゃんとしていかれると思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の平木推進委員に意見を伺います。

(平木推進委員)

はい。平木です。あの、譲渡する吉田さんですね。同じく折崎というか、折地の方で、この場所なんですけど、別の人が作付けして、耕作されてましたけど、譲渡して譲受人が耕作されますので、特段問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がございました。この件について、何かご意見・質問等はございますか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

ないようです。議案第 4 号 受付番号 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です。 受付番号 1 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

次に進みます。6 ページ。議案第 5 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 6 ページから 9 ページ、受付番号 2 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、しおかぜ認定こども園になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3 ページから 5 ページを併せてご覧ください。

なお、今回の申請につきましては、始末書が添付されており、追認案件となります。

申請理由につきましては、認定こども園用地の整備のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業完了済です。

計画面積の妥当性につきましては、認定こども園の園用地として適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に事業完了済みであり支障はございません。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号2番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の8番 宮本委員にお願いいたします。

(宮本委員)

宮本です。ここは、元長洲有線の奥になります。線路側になりますけど、もう荒地になっていたのもので、そして、いまはもう園庭として使われているということですので、何ら問題はないかと思えます。審議のほどよろしく願います。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。この場所は 昔から作物などは作られておらず、転用には問題ないかと思えます。審議よろしく願います。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局、農業委員、推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

(濱北会長)

あそこは、だいたい 畑とか耕作しにくい所で、こういう施設が出来れば 余計景観がよくなってきれいになつとじゃなかつですかね。

(宮本委員)

手が届きますからね。きれいには、なつと思えます。

(増岡委員)

すでに 囲いとかちちゃんとなってるっていうのは、いつからなんですか。始末書書けばいいっていう問題じゃないと思いますけど…。多いですけど、空いてるところをこう、だいたい予算とってたかもわからないけど、やっぱり・・・最近ならば・・・。

(事務局)

平成 26 年にですね。認定こども園に移行された時に囲いをされたみたいですよ。

(増岡委員)

あー そのときにはまだ あれはしてなかった。

(事務局)

所有権移転をされる前に 前から借りてはいらっしやった。

(増岡委員)

そういうことですね。借りてはいた・・・。分かりました。

(濱北会長)

他に意見はございませんか。

(中嶋委員)

すいません、よかですか。この手前のですよ。不動産屋の・・・この辺一帯は全部 こども園のつになっとつとかな？作りのには、こしこの色ん違うところ・・・

(事務局)

はい。この囲んであるところの上 2 筆はまだ 所有権移転はされてないです。以前から、使っていいっていうことで、使用貸借じゃないですけど、もうお金発生せずに貸してらっしゃる、そうです。

(濱北会長)

採決をしていいですか。議案第 5 号 受付番号 2 番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、議案第 5 号 受付番号 2 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。10 ページです。受付番号 3 番を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。議案書の 10 ページ 11 ページ、受付番号 3 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、腹赤小学校の北西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 6 ページから 8 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、個人住宅建築のための使用貸借権設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地である為、第 2 種農地と判断しており、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 10 月 1 日より着工予定、令和 6 年 2 月 29 日、完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m<sup>2</sup>の中に入ってくるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成に係る土砂の流出、たい積、崩壊に留意して工事を行うということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことです。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は自然浸透とのことです。以上、受付番号 3 番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の 9 番 木山委員お願いいたします。

(木山委員)

はい。9 番 木山です。この場所は、先ほど紹介がありました。腹赤小学校の西側プールから北東に 40m になります。ここは、隣の道路は、玉名平野とか大牟田ガスがきてるその道になります。で、558 m<sup>2</sup>ですけど、進入口が坂になっているもので、500 m<sup>2</sup>を下回るという事で、何ら問題ないかと思えます。で、ここは、使用借人さんていうのは、娘婿だそうでございます。なにも問題ないかと思えます。よろしく審議の程お願いします。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。続きまして、推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。

(楠田推進委員)

はい。楠田です。今、木山委員から報告がありました通りですけど、ここは耕作は、何もされておらんでですね。お隣の土地のひとつからすると 地主に迷惑かなと境も泥で隠れて周りが住宅と家庭菜園で西側に 100m 行ったところに 3 反くらい里芋ば作ってあるとおもいます。以上です。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、推進委員から説明がありましたけど、質問等はございますか。

(濱北会長)

ちょっと私から 1 件だけよかですか。だいたい個人住宅を建てると 500 m<sup>2</sup>を下回らんとということになっております。これは、558 m<sup>2</sup>あるんですけど、よかつですか。

(事務局)

間口があって、通路の部分を差し引いてですね、有効面積は、その通路の部分を差し引いた面積で許可するっていうことですので、建てられんじゃないかと思っています。

(濱北会長)

それは 気持ちとは分かつですけど。きちんと数字が出とつとに通るか通らんかと・・・

(事務局)

その通路の部分はですね、差し引いて 500 m<sup>2</sup>以内なら、よかということですよ。

(濱北会長)

はい。わかりました。そういうことですね。

(中嶋委員)

極端に言うと、残つとつとが、520 とかあつとすつたい、そういうとは、ち一つと多かたでけんたい。

(事務局)

概ね 500 というのがですね。県の運用で 550 まで認めるっていうのは、あるんですよ。運用で 550 なんですけど、今度は、558 ですよ。本来だったら駄目なんですけど。通路部分ていうのは、差し引いていいと。有効面積から外していいといわれてますので、これで 500 m<sup>2</sup>以内に入ってくると・・・

(濱北会長)

勉強になりました。他にありませんか。採決をしていいですか。

はい。の声あり

(濱北会長)

議案第 5 号 受付番号 3 番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 5 号 受付番号 3 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。12 ページです。受付番号 4 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。議案書の 12・13 ページ、受付番号 4 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、役場の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 9 ページから 11 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、借家住宅 10 棟の建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域であるため第 3 種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 6 月 10 日より着工予定、令和 6 年 12 月 31 日、完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、1 区画の面積が、非農家住宅基準面積概ね 500 m<sup>2</sup>を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成に係る土砂の流出、たい積、崩壊に留意して工事を行うとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことです。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は自然浸透とのことです。

以上、受付番号 4 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員 8 番の宮本委員お願いいたします。

(宮本委員)

宮本です。ここの場所は、コスモスとしまむらの間を 80~90m 位入ったところを右に曲がった所なんですけれども、周りにはもう住宅が建ち並んで、住宅地になってるところです。地主さんももう子供達は分からないから、自分たちが居る間に手離したいという話を聞きましたので、何ら問題はないと思われそうですので、どうぞよろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。先ほどの説明の通り 問題はないと思われそうです。審議よろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。なにか、この件について、意見等はございますか。

(増岡委員)

すいません。あのちょっと私、気になるんですけど、こっち側のほうですかね。反対側の方ですかね。あの電信柱の建ってるところ、ブルーシートが引いてあるところ、この所、どっち側のところですか。

(事務局)

ブルーシートが写ってるところの逆面ですね。写真で言うと右側になります。

(増岡委員)

はい。分かりました。

(中嶋委員)

すみません。よかですか？この2筆かかっていますが、この手前に2～3mかかったらん、これは、道かな？町かなんかが、道路に・・・

(事務局)

セットバック部分です。

(中嶋委員)

ここは、道路用地かなんかで、なんかしてあつとかな？

(事務局)

もともとは、この2筆のなかに入ってたんですけど、分筆してあつて。

(中嶋委員)

なら、町んとになつと。

(事務局)

そうですね。その分は、所有権移転がされてない。

(嶋田委員)

ここは、狭かですもんね。

(濱北会長)

ほんとですね。ここは、車の離合どま でけんですもんね。

(中嶋委員)

そん4m道路のなかつたっちゃ、家ん建てらるつとですか。

(事務局)

一応ですね。接道要件満たすために、そこを、道路に・・・

(濱北会長)

他に意見ありませんか。採決をしていいですか。議案第5号 受付番号4番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です。議案第5号 受付番号4番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、本日の最後です。14 ページです。「議案第 6 号 農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

はい。議案第 6 号 農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、15 ページが総括表となり 2023 年の期間ごとの総括になります。16 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、17 ページ 賃借権 1 件 1 筆 900 m<sup>2</sup>となっております。簡単ではございますが、以上で、議案第 6 号の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

(中嶋委員)

こら、基盤整備のなかかな？

(事務局)

はい。第 1 腹赤です。

(嶋田委員)

いいですか。嶋田です。この基盤整備の中の賃料で言うとは、一律 19000 円になっとつとですか。

(中嶋委員)

第 2 腹赤は、17000 円です。おるが、ずっと聞きよったでしょうが、値段ば変更せんちやよかつかいて・・・。ばってん、そらなんとかやけん、途中やけんって・・・。そこば、聞きたい。これで、いいですか？

(事務局)

あれは、意向調査です。そのまま 耕作されますか、どうですか？って。言う風な意向調査で・・・

(事務局)

いいですか？1月に契約が切り変わっとつとですよ。で、厳密に言うと、これは、農業公社を通した契約になるので、平成 28 年に地権者さんは農業公社に 10 年で貸しとんなつはつとですよ。で、仕組み上、農業公社から今度、耕作者に貸すのは、5 年で一旦区切りをされてます。なんで、1 月は耕作者側だけの、耕作者をもしかして変えますか？とか、そういう所の意向確認でした。

(中嶋委員)

ということは、もしももう米価も安なつとるけんが、今度は、令和 8 年に変更ばかくってという感じになつとたいね。

(事務局)

はい。平成 28 年からみて 10 年後の令和 8 年度ですかね。地権者からみるとそこが今の条件で貸すリミットになってるので・・・。

(中嶋委員)

ばってん、いまの極端にいうと 2 俵になっでしょうが。7～8 俵しかとれんとに、2 俵払わなんなら・・・。8 俵・9 俵とりきるならよかばってんが・・・。

(濱北会長)

他にないですか。なければ採決をします。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、議案第 6 号は原案のとおり決定をいたします。

(濱北会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からなにか、ご意見ありませんか。

(濱北会長)

なければ、事務局ないですか。

1 次回の定例会について

2 タブレット操作について

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。これをもちまして、令和 5 年度第 2 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(事務局長)

起立・・・礼

閉会 (終了 午前 10 時 27 分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印